

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消		
根拠法令及び条項		住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第24条第2項		
処分基準	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)			
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)			
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (登録の取消し) 第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。 一 第十一条第一項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。 2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。 一 第十二条第一項の規定に違反したとき。 二 前条の規定による指示に違反したとき。			
処分基準 設定年月日		平成29年10月25日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署		まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考				

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。